遺言の執行

遺言執行者の選任も

相続開始時に遺言書があるとき、遺言書の保管者または遺言書を発見した者は、遅滞なくこれを家庭裁判所に提出し、検認を請求しなければなりません（民法 1004 条①）。公正証書遺言については検認は不要です（同 1004 条③）。

検認とは、相続人またはその代理人の立会いのもと遺言書を開封し、特にその方式に関する事実を調査確認し、一定の事項を調書に記載するものです。検認は遺言が有効であることを確定するものではなく、検認を受けない遺言が無効となるものではありません。検認を経ずに遺言の開封や執行をすると過料に処せられます（同 1005 条）。

遺言の執行は遺言の内容によって取扱いが異なります。相続分の指定（同 902 条、903 条③）や後見人の指定（同 839 条）のように被相続人の死亡により当然に効力が生じるものもありますが、遺言により認知（同 781 条②）した場合は役所に認知届の提出が必要となり、遺言で廃除や廃除の取消しをする場合は家庭裁判所へ審判の申立てが必要になりますので、これらは遺言執行者による執行を必要とします。

遺贈、遺言による寄付行為や信託は遺言執行者によらずに相続人が履行することで執行できますが、相続人間で利害が対立するような内容の場合には遺言執行者を指定して執行させることもできます。

未成年者および破産者を遺言執行者に指定することはできませんが（同 1009 条）、相続人を遺言執行者に指定することもできます。遺言執行者の指定がない場合や、指定された候補者が就職を断った場合、相続人ほか利害関係人の申立てにより家庭裁判所が遺言執行者を選任します（同 1010 条）。

遺言執行者は、遺言執行に必要な範囲で相続財産の管理その他一切の行為をする権限を有し（同 1012 条、1015 条）、その範囲で相続人は相続財産上の管理権を失い（同 1013 条）、相続人がした処分は無効となります。

遺言執行者は、遺贈や遺産分割の指定に従って遺産の引渡し、名義変更手続などを実行しますが、遺言執行のために相続人に対して遺産に関する証書類の引渡しを請求することができ、応じない相続人を相手に調停や訴訟を起こすこともできます。遺言執行者が指定されている場合は特定受遺者が相続財産の引渡しや移転登記を請求する相手は相続人ではなく遺言執行者になります。